

防災ニュース

NO.
198

巻頭言

「最近の予防行政の取組み」

予防行政の取組み紹介
～盛岡地区広域消防組合消防本部の予防行政～



2014. **4**

〔巻頭言〕

最近の予防行政の取組み ～2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて～

東京消防庁消防総監 大江 秀敏



2020年に、東京でオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。大会開催に向け、防火安全対策の面においても、既存の枠組みにとらわれない新たな施策が都民から求められています。

本稿では、防火対象物の防火安全性の向上に係る都独自の制度や、防災品の普及促進に関する当庁の取組みについて御紹介します。

① 優良防火対象物認定表示制度の見直しについて

優良防火対象物認定表示制度（通称「優マーク」）は、法令を遵守し、かつ、防火安全性の向上に自主的・意欲的に取り組んでいる防火対象物を優良防火対象物として認定する制度で、認定された防火対象物は、当庁ホームページ等で公表するとともに、防火対象物の見やすい場所に認定証を掲示することで当該防火対象物が安全であることを利用者に周知するものです。

本制度は、国の新たな表示制度（適マーク）がホテル・旅館等を対象として、その法令適合状況を確認するものであるのと異なり、全ての用途の防火対象物を対象として、その法令適合状況はもとより、過去の法令遵守状況、自衛消防活動の実効性及び防火安全性向上のための自主的な取組みを評価・認定しています。

平成18年に開始された優マークは、これまで認定された防火対象物において延焼火災が発生していないなど優良な状態が維持されていることを踏まえ、本年4月1日の火災予防条例の改正により、申請手続の軽減を図るため認定の失効年数が2年から3年に延長されました。

また、オリンピック・パラリンピックの開催に向け、外国人の利用者にも認識できるよう、認定証に外国語表記が追加されました。

② 防火管理技能者制度の見直しについて

防火管理技能者制度は、大規模・複合防火対象物において、防火管理業務の増大、複雑化が進んでいることを踏まえ、平成19年10月に火災予防条例において制定された制度で、防火管理者の業務を補助するために、防火管理に関する高度で専門的な知識及び技能を有する者を選任するものです。

制度開始からこれまで、防火管理技能者は、当該防火対象物の勤務者をもって充てることとしてきましたが、本年1月1日から勤務者以外の者をもって選任できることとしました。

また、本年4月1日から火災予防条例等の改正により防火管理技能者になるための講習を受講できる対象者の範囲を拡大するなど制度の一層の拡充を図っています。

③ 違反対象物公表制度の現状と効果について

平成24年に発生したホテル火災への対策の検討結果を踏まえ、全国的に違反対象物の公表制度が運用されることとなりました。当庁では、全国に先駆けて平成23年4月から、火災予防条例に基づく同様の制度を運用しており、都民の方々が利用する防火対象物の安全情報を確認し、防火安全性を判断できるよう、消防法令違反を繰り返している防火対象物や自動火災報知設備などの未設置違反のある防火対象物を当庁ホームページ等で公表しています。

平成26年3月1日までに、延べ575棟を公表し、うち333棟は既に違反が是正されました。また、公表制度開始前と比較して、早期に違反是正が図られるなどの効果を上げています。

④ 防災品の普及促進への取組みについて

近年、東京都では高層共同住宅が増加し、それにより、避難や消防活動が困難な高層階での火災の増加が懸念されています。一昨年に日本防災協会の協力のもと実施した高層共同住宅における防災品の使用実態調査において、防災品の認知度が低いという実態が判明したことから、都民に対し防災品の有用性を積極的に訴えています。ポスター、リーフレットの作成や当庁ホームページへの燃焼比較の動画の掲載、ツイッター、フェイスブック、メールマガジンを活用した広報等を実施するとともに、高層共同住宅の居住者に効果的に周知するため、デベロッパーや管理会社に対し防災品の普及促進について協力を依頼しています。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、東京消防庁では、今後も消防を取り巻く情勢の変化を的確に反映した施策を展開していきます。そして、都民はもとより、日本全国、世界各国から訪れる方々の安全・安心を確保し、「世界一安全・安心な都市」東京の実現に努めてまいります。

建築確認等の同意事務、消防用設備等の着工及び設置届出に係る審査検査事務、危険物製造所等の許認可に係る調査及び検査、その他の予防業務全般を行っています。

3 自主防災組織の充実強化

東日本大震災を教訓として、地域防災力の向上を図ることが喫緊の課題です。大規模な地震への対応は言うまでもなく、今までに経験したことのない記録的な豪雨や日本の近海で発生する台風の暴風雨によるがけ崩れなどの土砂災害、住家浸水等の自然災害への対応をはじめ、放火火災のない地域づくりのため、地域住民が自主的に防災活動を行う体制の確立を図るとともに、自主防災組織の一翼を担う幼年・少年消防クラブ（112団体）、婦人防火クラブ等（99団体）の育成について、火災予防運動等のあらゆる機会を捉えて推進しています。



防火パレード

4 住宅防火対策の推進

当消防本部の重点施策の一つとして、住宅火災を防止するために、関係行政機関や関係団体によるこれまでの連携体制を継続しながら、住宅用火災警報器の未設置世帯に対する消防法令遵守の徹底及び既設置世帯に対する適切な維持管理の周知に総力的に取り組み、災害時要援護

者に対する防火安全指導をはじめ、消火器や防災品の住宅用火災機器等の普及を図っています。

特に、住宅用火災警報器の設置徹底については、当消防本部の設置率は、72.3%（平成26年3月1日現在）と全国の設置率の79.8%（平成25年6月1日現在）に比べて下回っていることから、維持管理を含む現状把握のため住宅用火災警報器設置届出書による独自調査を実施するとともに、住宅防火周知用としてリーフレットの作成はもちろんのこと、マグネットステッカー、クリアファイル、缶バッジなどを作製して住民に配布しています。



当消防本部デザインで作製した缶バッジ

5 防火防災イベント

火災予防運動や総合防災訓練等の機会を捉え、住民を対象とした火災予防広報活動の一環として、現場の職員が独自に結成した「消防戦隊ヒケスンジャー」や住宅用火災警報器設置促進マスコットキャラクターの着ぐるみ人形「ピッピーちゃん」による、幅広い広報活動を実施しています。



ヒケスンジャーとピッピーちゃん

また、総合防災訓練では、体験型の「防災品等の燃焼比較実験ブース」で防災製品等の燃焼比較実験を行い、たくさんの住民が参加し、防災品に対する関心の高さが感じられました。防災品をはじめとする住宅用火災機器等の普及啓発活動も行っています。



防災品の燃焼比較実験

6 防火ポスター募集事業

この事業は、防火意識の高揚を図ることを目的として、昭和52年度から小学生、中学生及び少年消防クラブ員から防火ポスターの募集を実施し、昭和59年度からは、消防本部、盛岡地区防火協力会及び盛岡地区危険物安全協会の共催事業として行っています。毎年、秋季火災予防運動の初日である11月9日に表彰式を開催して、優秀賞の受賞者3名に賞状、トロフィー及び記念品を授与するとともに、佳作の入選者50名にはレプリカ入り賞状を、応募者全員に参加賞を贈呈しています。また、優秀賞3名の作品を防火ポスターとして各2,700枚印刷し、学校や公共施設、事業所などに掲出するとともに、2月初旬から春季火災予防運動の最終日である3月7日にかけて、管内3市5町の公共施設等を会場とし、入選作品の展示会を行っています。



優秀賞の受賞者

昨年度は、総数で788点の応募作品があり、審査に当たられた美術の先生からは、「丁寧に彩色しており、コピーやデザインも子供たちのオリジナルな発想で作品を作り、最近の火災原因として注目してほしいこともテーマに選んでいる点が伝わってきました。」との審査総評をいただいております。



消防長賞



防火協力会会長賞



危険物安全協会会長賞

7 火災調査体制

当消防本部では、多様化する火災調査を的確に行うため、火災原因調査業務に必要な知識及び技術の向上を図ることを目的として、職員を対象に火災原因調査研修を平成11年度から毎年開催しています。

昨年度は、58名が参加して製品火災の疑いのある電気温水器火災を含めた5事例の発表と研究討議を行っています。一昨年は、73名が参加して車両火災の原因調査について、車両構造の講義を行ったあと、消防署の車庫内において、2台の自動車エンジンを分解しながら、吸気系パーツ、点火プラグ、燃料インジェクタ、



エンジンの分解

ホイールハブ、シリンダーヘッドカバー、触媒等の取り外しを行い、車両構造への理解を深めるとともに、バッテリーを使った短絡実験なども交えながら、車両火災の原因に結びつくメカニズムについての研修を行いました。

8 おわりに

当消防本部の予防行政の取り組みについて、主要な業務について紹介させていただきました。

平成24年5月に発生したホテル火災を受けて、本年4月1日からはホテル・旅館等に対する「表示制度」が開始されましたが、当消防本部では、2月に担当職員への研修を実施するとともに、春季火災予防運動期間中の3日間で、管内の対象となる89施設のホテル・旅館の関係者に対して表示制度の概要説明会を実施しております。

今後とも、住民はもとより、訪れる人についても「おもてなしの心」とともに、安全・安心なまちづくりに向けて、より一層予防行政に取り組んでいく所存でございます。

株式会社新日本プロセス広芸社は 環境と調和した循環型社会をめざし、 企業活動を通じて地球環境に貢献します。

株式会社新日本プロセス広芸社 淀川工場 技術・開発部

スクリーン印刷。それは、水と空気以外のあらゆる素材にひととき鮮やかな彩りを映し出すことができるいわば万能の印刷技術。私ども新日本プロセス広芸社は、1935年の創業以来、そんなスクリーン印刷の限らない可能性を追究してまいりました。そして「人間尊重」の企業理念のもと、決して妥協を許さない姿勢と「ものづくり」の喜びを大切に、皆様に心から満足いただける製品づくりに努めております。



DLE刷版

 **Shin Nippon Process**
株式会社 新日本プロセス広芸社



本社

時代の多様なニーズ向けに、また21世紀に生きる企業の使命として、2001年にISO9001を取得、2013年にはグリーンプリンティング認定工場になりました。廃棄物、排水の汚染が減る製版システム『DLE』をアジア圏で初めて導入

しました。工場内の照明をすべてLED電球に変更し、デマンド監視システムを使って電気使用量を抑制する等あらゆる地球環境への負荷低減に取り組んでおります。そしてスクリーン印刷にとどまるこ



グリーンプリンティング
工場認定マーク



となく、さまざまな事業やプロジェクトをスタートさせています。たとえば、企画から製作まで、セールスプロモーション全般にわたる業務の展開やスクリーン印刷の高度な技術を生かしたアパレル関連事業など。当社の技術とノウハウを応用した心と身体にやさしい商品の開発や、本格的な高齢化社会や地球環境を見据えた新たな事業活動にも果敢に挑戦しています。未来へのテーマはオンリーワン企業への飛翔。スクリーン印刷の先駆者としての独自性や独創性をさらに発揮させ、当社ならではの魅力的な製品づくりと社会貢献を果たしながら“唯一の企業”へと歩みつづけます。

■防災製品の品質管理

燃焼試験検査でしか品質の確認が出来ない防災については、どうしてもオーバースペックでの品質保持となってしまいます。その理由はシルクスクリン印刷での防災加工はインキに難燃剤を混ぜ合わせてポリエステル繊維に印刷することで防災製品となるのですが、印刷の精度や不安定要素が少なくないからです。10年前の広告幕の世界では現在のような防災性能は技術的にも難しく、印刷出来映えと防災性能の両立は非常に困難でした。また現在のような品質管理がされている工場は少なかったように思われます。燃焼試験も工場外の難燃剤メーカーや公的試験機関や日本防災協会の試験室へ依頼をしていましたので、どうしても製品の完成後に燃焼試験結果を確認することになっていましたが、現在広告幕各社では日本防災協会の指導により燃焼試験機を工場内に設置、印刷の刷り始めて燃焼試験を行い、防災性能が合格レベルであることを確認しながら印刷をスタート、ロット毎に抜き取りで燃焼試験を行い、防災品質が常に合格レベルであることを確認しながら印刷を進めており

ます。弊社淀川工場では試験結果はすべて記録し保管をしております。また屋外防災に対する燃焼試験も簡易検査ではなく、正式な試験が出来るように設備しております。お客様は印刷物をお買い上げくださるのですが、防災製品のリクエストがある限りは、まず防災性能を第一にしている事をお客様にご理解頂くように努力しております。

■スクリーン印刷用ノンハロゲン難燃剤の開発

不特定多数の人の集まる屋内外に掲示する販促品の幟旗幕は不測の事態に備え、防災性能を持ちあせたものでなければなりません。一般的にプロセスカラーインクは、顔料を固定するためのアクリルバインダーが可燃性の為、難燃剤を添加して印刷を行っています。難燃剤に有機ハロゲン化合物デカブロモジフェニルエーテルを金属酸化物三酸化二アンチモンを難燃助剤として印刷する方法は、幟旗幕の印刷工場で採用されています。この有機ハロゲン化合物と金属酸化物の併用処方アメリカの軍研究機関で偶然発見されました。優れた難燃効果から以来、現在に至るまで電子機器のプラスチック部分に用いられてきました。ところが大きい問題を抱えています。欧州の電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限（RoHS規制）では、2008年にポリプロモジフェニルエーテル、ポリプロモジフェニルは規制対象であり事実上の使用禁止となり、デカブロモジフェニルエーテルは規





淀川工場

制の対象となっています。一方アメリカ環境保護庁（EPA）はデカブロモジフェニルエーテルを2013年12月までに段階的に廃止することを決めました。

電気・電子機器、車、建材などに広く使われてきましたが環境に長く留まる生物蓄積性を有し、人や動物の発育に影響を及ぼす恐れがあるためです。日本国内の化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）では、デカブロモジフェニルエーテルの難分解性かつ高蓄積性ではあるが毒性が不明であったことから、2004年9月に第一種監視化学物質に指定されました。将来、幟旗幕に使用する該ハロゲン難燃剤の代替難燃剤への切り替えに備えて、約8年前に印刷用のノンハロゲン難燃剤の開発に着手しました。難燃剤にリン系難燃剤を選びましたが、リン系難燃剤はPHが低い為インク基材との相溶性、版のつまり、印刷性の改善が必要でした。幾度も失敗を繰り返して2013年の12月に完成に至りました。ノンハロゲン難燃剤での印刷物は、コスト面では従来のハロゲン難燃剤と比較すると高価なものになりますので、どのように

ご案内し、広めていくのが直近の課題ではありますが、焼却時にダイオキシンの発生が無く煙量も少ないです。また従来のハロゲン難燃剤と比較して印刷が鮮明であることなどがあげられます。弊社では、このノンハロゲン難燃剤により防炎性能、印刷適性とも大ロットでの連続印刷試験でも全く問題ない技術を定着させており、皆様に安心いただける製品をご提供できるものと確信をしております。



大阪本社

〒553-0006
大阪市福島区
吉野5丁目11-33
TEL. 06-6461-6751
FAX. 06-6462-0321



東京営業所

〒103-0012
東京都中央区
日本橋堀留町2丁目1-1
藤和堀留町ビル3F
TEL. 03-3660-5688
FAX. 03-3660-5690



淀川工場

〒555-0044
大阪市西淀川区
百島1丁目3-80
TEL. 06-6476-1708
FAX. 06-6476-1706



防災意識を育てるハードとソフト 大きな犠牲から学ぶこと

ノンフィクション作家 高見澤たか子

119番さえできなかった

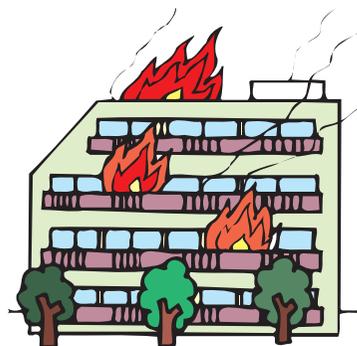
電話機を前にして、「1、1、9」、この簡単な数字が押せない……こんな事態が起きるとは、だれが想像できるだろうか。だが、燃え上がる火を間近に見たとしたらどうだろう？よく電話機の前に、「警察は110、火事は119」と大きく書いて、その横に住所と家の付近の目印までを書き加えておくといわれるが、わかるような気がする。いざ火事の通報となると頭の中が真っ白になって、自分の住所もちゃんと伝えられなくなってしまうらしい。

昨年10月、10人もの犠牲者を出した福岡市博多区の整形外科医院の火事でも、それが証明された。火元は1階の診察室に置かれた加湿器だった。火が出ていることに気づいた当直の女性看護師は、外へ走り出てタクシーを止め、運転手に、110番通報を頼んだという。どうしてそんなまわりくどい通報の仕方をしたのだろうか？病院内に固定電話はなかったのか？よく医師や看護師が持っている院内使用の医療用携帯は持っていなかったのか？おそらく燃え上がる火を見て、動転してしまったのではないだろうか。その結果、一刻を争う消防署への通報が遅れ、初期消火にも失敗してしまった。

ここで考えられるのは、夜勤のスタッフがもう一人いたとしたら、消防署への

連絡も、速やかにできたのではないかとということだ。普通、病院での夜勤は二人体制とされているのかと思っていたが、それはベッド数20床以上の病院で、福岡県の規定ではベッド数19床以下の診療所では、当直体制の規定がなく、病院それぞれの判断にゆだねられていた。折しも、深刻な看護師不足である上に、夜勤が15、6時間ぶっ続けという過酷な勤務になるので、看護師が体調を崩すという弊害も出ている。人材確保という点からも、小規模診療所での、夜勤二人体制は無理な要求とみなされている。

初期消火という点では、さらに深刻な問題点がこの病院にはあった。火災報知機である。住宅用の火災報知機は、熱や煙を感知すると、大きな音を出すしくみだが、延べ面積500平方メートル以上の病院、医院、一定規模以上の集客施設、学校、有料老人ホーム、認知症グループ



ホームには、火災報知機の設置が義務づけられていた。ボタンを押すタイプ、熱や煙を感知すると、直ちに電話回線によって、消防署へ伝達される自動通報式のものがあるが、延べ面積500平方メートル以上だったこの医院は、義務づけされていた煙感知式の自動火災報知機が設置されていなかったという。

10人もの命が奪われた被害を重く見て、消防庁ではすべての病院、医院に、最寄りの消防署へ火災発生を知らせる火災報知設備の設置を義務づける方針を固めた。消防法施行令を改正する旨が、今年の1月16日の新聞に発表されていた。住宅用の火災報知機の設置が進んでから住宅火災が減ってきたと言われているが小規模とはいえ、患者を預かる医院でなぜ火災報知機が設置されていなかったのか不思議に思う。

閉まらなかった防火扉

10人の犠牲者のほとんどが、ベッドの上で亡くなっていることから、1階から高温の煙りが、吹き抜けと階段をまたたく間に上昇し、「煙突効果」で、たちまち2階、3階へと広がったと推測されている。2階にいた入院患者7人と3階に住んでいた前院長夫妻の遺体は、やけどの損傷が激しくないことから、一酸化炭素による中毒死とみられている。無届けで増設された1階から2階への吹き抜けがあだになった。

さらに、1階から4階まで7つもあった

防火扉が、肝心なときに作動しなかった。高温の煙りは容赦なく、各部屋を襲ったとみられている。しかもこの医院の防火扉は、消防法で定められた新しいタイプの「煙感知式」ではなく、旧式の「熱感知型」のままだったという。

防火扉には、いざというとき階段を使って避難できるように、火や煙りが階段へ波及することを防ぐ重要な命綱としての役割もある。しかし、この病院に出入りして、点検を請け負っていた業者の話によると、廊下が狭いために防火扉の前に、コピー機や椅子や段ボール箱が置かれていたらしい。消防署の査察でも、扉の前の障害物をどかすようにと指導されていたという。

防火扉の前に物を置いている風景は、そう言えばデパートやスーパーなどでもよく見かける。段ボール箱とか、キャスターつきの洋服かけなど、置いたときは、ほんの短い時間のつもりなのだろうが、いつの間にか忘れられ、固定化してしまうのだ。いつか、ある大きな病院で、防火扉の前に、ストレッチャーやワゴンが放置されているのを見た記憶がある。忙しさにまぎれ、ちょっと臨時に置くだけという油断が、いざというときに恐ろしい結果を生んでしまう。

この福岡市の医院でも、もしも防火扉が閉まっていたとしたら、2階3階へと煙りが一気に上昇するのを防ぎ、これほどの惨事にはならなかったのではないかと、専門家は述べている。

スプリンクラー設置義務化

「もしもスプリンクラーがあったら」という嘆きと後悔の言葉を、何度聞いたことだろう。福岡市の医院にもスプリンクラーは設置されていなかった。これまでにも高齢者の暮らすグループホームで、幾たびか悲惨な事件が起きている。

昨年2月にも、長崎市のオランダ坂付



近のグループホームの火災で、入居者5人が亡くなり、7人の負傷者が出た。夕方7時40分に2階から出火したが、防火扉がなかったために、たちまち煙りが充満し、亡くなった5人の死因は一酸化炭素中毒だったという。

もちろんスプリンクラーもついていなかったが、このグループホームの場合、総面積が275平方メートル以下ということで、設置の義務はなかった。しかしスプリンクラーがついていれば、おそらく小さな火のうちに消すことができたかもしれないのだ。スプリンクラーは、火を消すことはできなくても、勢いを弱め、燃え広がるのを防ぐ。確かに費用はかかるが、初期消火ということを考えれば、欠かすことのできない装置だ。

今回の医院の火災で10人もの死者が出たことを受けて、消防庁ではこの3月7日付けで小規模診療所にもスプリンクラーの設置を義務づけた。費用の点でなかなか設置が進まなかったが、費用の半分は国が補助することになった。

昨年12月の消防法の改正で、グループホームなどの福祉施設で、これまでは総面積275平方メートル以上にのみ義務づけられていたスプリンクラーの設置が、面積にかかわらず全施設に義務づけされるようになった。過去の大きな犠牲がようやく報われたという思いがする。

甘い防災意識

福岡市の整形外科医院の火災は、高齢社会の防災がどうあるべきかという大きな問題を私たちに投げかけた。当時の新聞を読み返してみると、「ひたすら謝罪するしかない」と言う院長の悲痛な表情が載っているが、患者の命を預かるといことから考えると、いかにも無防備だったとしか言いようがない。

「消防法と建築基準法を守っていれば、最低限の防災はできる」、この火災につ



いて防災・危機管理ジャーナリストの渡辺実氏が、東京新聞にこのようなコメントを寄せていた。人の命にかかわることだから、法律で決められた「最低限の防災」に、それぞれの施設が独自の管理と不測の事態が起きた場合の対応をプラスしなければならない。

先日、ある福祉施設にはいった友人を訪ねたが、ミニキッチンとシャワールームのついた小さな空間が彼女の「家」だ。ベッドから手の届くような近さにミニキッチンがあるので、ベッドの寝具に調理の火がつくようなことがないだろうかと不安になった。友人は、焰の出ない電磁調理器だから、絶対安全と私の心配のほうを笑った。それに消防法によって、福祉施設では防災加工のカーテンやじゅうたんを使うことになっているのだそうだ。電磁調理器は、焰が出ないので、衣類着火の心配がなく確かに安心ではあるが、誤使用で揚げ物の鍋の中に火が入って発火することもあると聞いている。狭い空間だけに、ベッドカバーや寝具も防災加工のものを使うべきではないかと友人に話してみた。すると、意外に素直に「そうね」と同意した。昨年夏、蚊取り線香の上にスカーフが落ちて燃え、それが煙感知器に反応して大騒ぎになったとか。しかし、それをきっかけに、定期的に施設全体で避難訓練をするようになったという。

「消防署の人が来て、煙りの立ち込め

た中を歩いたり、消火器で火を消したり、車いすの人も参加してドキドキするような訓練をするのよ」、友人の話を聞きながら、ほんとうの防災はこうした実践に培われるのだと思った。

医療施設でも福祉施設でも、患者や入居者の対応に追われてスタッフは大変なのはよくわかる。その日その日が精いっ

ぱいで、万一の場合を考える暇がないかもしれない。だが防火設備をいくら充実させても、普段の心構えと訓練の経験がなければ、緊急事態への対応はできないと思う。友人は自分の失敗からみんなに迷惑をかけたことを恐縮しながらも、防災訓練を体験するたびに、連帯感と安心を感じるのだそうだ。



高見澤たか子 プロフィール

東京生まれ。ノンフィクション作家。
高齢社会における社会福祉、住まい、人間関係などを中心に評論、講演活動。『終のすみかのつくり方』（集英社文庫）、『ごめんね、ぼくが病気になって』（春秋社）など著書多数。

航空機に使用される繊維製品の 防炎性の試験方法と判定基準

(公財)日本防炎協会 技術部

住宅等建物と同様に航空機、船舶、自動車及び鉄道にも繊維製品が使用されているが、国内においてはこれらに使用される繊維製品は消防法の規制を受けず、異なる法体系で防炎性が規定されている。

第1回は日本、米国及びEUにおける航空機の防炎規制を紹介する。

●国際民間航空条約（シカゴ条約）

国際航空における飛行の安全向上推進、平和目的のために航空機の設計及び運航の技術の発展促進等に資する原則の樹立及び技術の発展等を目的とし、国際民間航空条約（Convention on International Civil Aviation：以下、シカゴ条約という。）が1944年に採択された。

シカゴ条約はその第12条において、条約締約国に対し締約国の国内法及び国内標準等を可能な限り条約と一致させることを求めている。したがって、シカゴ条約締約国の航空機の技術的基準も同様であることが求められ、調査対象である日本、米国及びEUにおける防炎基準も同一となっている。

●調査対象の根拠法令

日本、米国及びEUの根拠法令を以下に示す。調査対象における法令条文の内容は完全に一致している。

調査対象	管轄官庁	法令
日本	国土交通省	・ 航空法 ・ 航空法施行規則附属書第1
米国	連邦航空局（FAA：Federal Aviation Administration）	・ United States Code Title 49（Transportation） ・ Code of Federal Regulation Title 14（Aeronautics and Space）
EU	欧州航空安全機関（EASA：European Aviation Safety Agency）	・ EU Decision

●調査対象における航空機の分類

各国の法令は、航空機の用途や構造等により航空機を区分した耐空類別を規定している。以下に、各国の耐空類別を示す。

航空法		米国FAR ^{*1}	EASA ^{*2カ} 交付するDecision
耐空類別	適用		
飛行機 曲技A	最大離陸重量5,700kg以下の飛行機であって、飛行機普通Nが適する飛行及び曲技飛行に適するもの	Acrobatic Category Airplanes	Aerobatic Category Aeroplanes (CS-23)
飛行機 実用U	最大離陸重量5,700kg以下の飛行機であって、飛行機普通Nが適する飛行及び60°バンクを超える旋回、錐揉、レージーエイト、シャンデル等の曲技飛行（急激な運動及び背面飛行を除く。）に適するもの	Utility Category Airplanes	Utility Category Aeroplanes (CS-23)
飛行機 普通N	最大離陸重量5,700kg以下の飛行機であって、普通の飛行（60°バンクを超えない旋回及び失速（ヒップストールを除く。）を含む。）に適するもの	Normal Category Airplanes	Normal Category Aeroplanes (CS-23)
飛行機 輸送C	最大離陸重量8,618kg以下の多発のプロペラ飛行機であって、航空運送事業の用に適するもの（客席数が19以下であるものに限る。）	Commuter Category Airplanes	Commuter Category Aeroplanes (CS-23)
飛行機 輸送T*	航空運送事業の用に適する飛行機	Transport Category Airplanes	Large Airplanes (CS-25)
回転翼航空機 普通N	最大離陸重量3,175kg以下の回転翼航空機	Normal Category Rotorcraft	Small Rotorcraft (CS-27)
回転翼航空機 輸送T A級	航空運送事業の用に適する多発の回転翼航空機であって、臨界発動機が停止しても安全に航行できるもの	Transport Category Rotorcraft	Large Rotorcraft (CS-29)
回転翼航空機 輸送T B級	最大離陸重量9,080kg以下の回転翼航空機であって、航空運送事業の用に適するもの		
滑空機 曲技A	最大離陸重量750kg以下の滑空機であって、普通の飛行及び曲技飛行に適するもの	-	Sailplanes Aerobatic Category (CS-22)
滑空機 実用U	最大離陸重量750kg以下の滑空機であって、普通の飛行又は普通の飛行に加え失速旋回、急旋回、錐揉、レージーエイト、シャンデル、宙返りの曲技飛行に適するもの	-	Sailplanes Utility Category (CS-22)
動力滑空機 曲技A	最大離陸重量850kg以下の滑空機であって、動力装置を有し、かつ、普通の飛行及び曲技飛行に適するもの	-	Powered Sailplanes Aerobatic Category (CS-22)
動力滑空機 実用U	最大離陸重量850kg以下の滑空機であって、動力装置を有し、かつ、普通の飛行又は普通の飛行に加え失速旋回、急旋回、錐揉、レージーエイト、シャンデル、宙返りの曲技飛行に適するもの	-	Powered Sailplanes Utility Category (CS-22)
特殊航空機	上記の類別に属さないもの	-	-

*1：Federal Aviation Regulations（米国連邦航空規則）

*2：European Aviation Safety Agency（欧州航空安全機関）

*民間航空用旅客機はこのカテゴリーに該当する

●耐空類別ごとの防災基準と試験方法

以下に、耐空類別ごとの防災基準と試験方法を示す。

①飛行機（曲技A・実用U・普通N・輸送C）

1) カテゴリー

日本	： ・ 飛行機 曲技A ・ 飛行機 実用U ・ 飛行機 普通N ・ 飛行機輸送C
米国	： ・ Acrobatic Category Airplanes ・ Utility Category Airplanes ・ Normal Category Airplanes ・ Commuter Category Airplanes
EU	： ・ Aerobatic Category Aeroplanes ・ Utility Category Aeroplanes ・ Normal Category Aeroplanes ・ Commuter Category Aeroplanes

2) 根拠法令等

日本	： 耐空性審査要領 第Ⅱ部 第4章 設計及び構造 4-9 火災防止
米国	： FAR ^{*1} Part 23 Airworthiness Standards : Normal, Utility, Acrobatic, and Commuter Category Airplanes Subpart D - Design and Construction Table 853 Passenger and Crew Compartment Interiors (乗客及び乗務員室の内装)
EU	： CS-23 ^{*2} Book 1 Airworthiness code Subpart D Fire Protection CS-23.853 Passenger and Crew Compartment Interiors (乗客及び乗務員室の内装)

※1：Federal Aviation Regulations

※2：Decision No. 2003/14/RM of The Executive Director of The Agency of 14 November 2003 on Certification Specifications, Including Airworthiness Codes and Acceptable Means of Compliance for Normal, Utility, Aerobatic and Commuter Category Aeroplanes

3) 対象製品

上記法令等は、以下の繊維製品の防災基準について規定している。

- ・ 床の覆い
- ・ 織物（掛け布及び布張りを含む）
- ・ 座席クッション
- ・ 詰物
- ・ 装飾品及び非装飾品の覆布
- ・ 皮革

4) 防災基準

上記繊維製品は、各国根拠法令等の附録（Appendix）Fに定める方法もしくは他の同等と認められる方法で試験した場合において自己消炎性（self extinguishing）を有していなければならない。具体的には以下の基準を満たさなければならない。

- ・ 平均燃焼長さ（average burn length）20cm（8インチ）以下
- ・ 火源を取り除いた後の平均燃焼時間（average flame time after removal of the flame source）15秒以下
- ・ 試料からの滴下物は、落下後、平均時間5秒を超えて燃えてはならない

5) 試験手順

各国根拠法令等の附録（Appendix）Fに具体的な試験方法が規定されている。繊維

製品については、垂直試験を実施し、上記基準を満たさなければならない。

以下に、垂直試験の概要を示す。

<垂直試験概要>

- ・ 試験サンプルは飛行機等に使用される最小厚さとする。試験サンプルは少なくとも3個とする
- ・ 規定の温度及び湿度条件で24時間調整する
- ・ 試験サンプルの下片は規定のバーナー炎の上端から3/4インチに調整し、バーナー炎は試験サンプルの中心線に当てる
- ・ 接炎時間は12秒とする
- ・ 燃焼時間、燃焼長さ及び滴下物の燃焼時間を記録する

②飛行機（輸送T）及び回転翼航空機（輸送T A級・輸送T B級）

1) カテゴリー

日本	・ 飛行機 輸送T ・ 回転翼航空機 輸送T A級 ・ 回転翼航空機 輸送T B級
米国	・ Transport Category Airplanes ・ Normal Category Rotorcraft ・ Transport Category Rotorcraft
EU	・ Large Airplanes ・ Small Rotorcraft ・ Large Rotorcraft

2) 根拠法令等

日本	飛行機（輸送T）	： 耐空性審査要領 第Ⅲ部 第4章 設計及び構造 4-10 火災防止
	回転翼航空機 （輸送T A級） （輸送T B級）	： 耐空性審査要領 第Ⅴ部 第4章 設計及び構造 4-7 火災防止
米国	Transport Category Airplane	： FAR Part 25 Airworthiness Standards : Transport Category Airplanes Table 853 Compartment interiors (区画の内装)
	・ Normal Category Rotorcraft ・ Transport Category Rotorcraft	： FAR Part 29 Airworthiness Standards : Transport Category Rotorcraft Table 853 Compartment interiors (区画の内装)
EU	Large Airplanes	： CS-25 ^{*1} Book 1 Airworthiness Code Subpart D Fire Protection CS-25.853 Compartment interiors (区画の内装)
	・ Small Rotorcraft ・ Large Rotorcraft	： CS-29 ^{*2} Book 1 Airworthiness Code Subpart D Fire Protection CS-29.853 Compartment interiors (区画の内装)

※1 : Decision No. 2003/2/RM of The Executive Director of The Agency of 17 October 2003 on Certification Specifications, Including Airworthiness Codes and Acceptable Means of Compliance, for Large Aeroplanes

※2 : Decision No. 2003/16/RM of The Executive Director of The Agency of 14 November 2003 on Certification Specifications for Large Rotorcraft

3) 対象製品

上記法令等は、以下の繊維製品の防災基準について規定している。

- ・ 床の覆い
- ・ 織物（掛け布及び布張りを含む）

- ・ 座席クッション
- ・ 詰物
- ・ 装飾品及び非装飾品の覆布
- ・ 皮革

4) 防災基準

【繊維製品】

上記繊維製品は、各国根拠法令等の附録（Appendix）FのⅠ（Part 1）に定める方法もしくは他の同等と認められる方法で試験した場合において自己消炎性（self extinguishing）を有していなければならない。

基準は、①飛行機（曲技A・実用U・普通N・輸送C）と同様である。

【座席クッション】

座席クッションについては上記基準を満たすとともに、各国根拠法令等の附録（Appendix）FのⅡ（Part 2）に規定する以下の基準を満たさなければならない。

- ・ 試験サンプルの少なくとも2/3について、バーナーから火炎を受ける側から測った燃焼長さは反対側に達するものであってはならない
- ・ 燃焼長さは43cm（17インチ）以下であること
- ・ 平均重量損失は10%以下であること
- ・ 試験サンプルの少なくとも2/3について重量損失は10%以下であること

5) 試験手順

【繊維製品】

各国根拠法令等の附録（Appendix）FのⅠ（Part 1）に具体的な試験方法が規定されている。

試験方法は、①飛行機（曲技A・実用U・普通N・輸送C）と同様である。

【座席クッション】

座席クッションについては上記試験のほかに、各国根拠法令等の附録（Appendix）FのⅡ（Part 2）に規定する試験を実施し、4) 防災基準【座席クッション】に記した基準を満たさなければならない。以下に、座席クッションの燃焼性試験の概要を示す。

<座席クッションの燃焼性試験の概要>

- ・ 実際に飛行機等に設置される製品を製造する加工工程で製造された試験サンプルを少なくとも3組使用する
- ・ 背当部クッション頂部における垂直方向及び水平方向の平均空気流速を規定値に調整する
- ・ 試験サンプルの重量を測定する
- ・ 試験サンプルを試験台に固定する
- ・ 規定のバーナーコーンを試験サンプル座部から102±3mmの位置に設置する
- ・ バーナーを試験位置から回転させて離し、点火する
- ・ 試験位置にバーナーを回転させると同時に試験時間測定を開始する

- ・ 座部に2分間接炎後消火し、バーナーを回転させて試験位置から離す
- ・ 試験開始後7分後にガス消火剤を用いて試験を終了させる
- ・ 試験後重量及び燃焼長さを測定する

③回転翼航空機（普通N）

1) カテゴリー

日本	・ 回転翼航空機 普通N
米国	・ Normal Category Rotorcraft
EU	・ Small Rotorcraft

2) 根拠法令等

日本	耐空性審査要領 第IV部 第4章 設計及び構造 4-7 火災防止
米国	FAR Part 27 Airworthiness Standards : Normal Category Rotorcraft Subpart D - Design and Construction Table 853 Compartment Interiors (区画の内装)
EU	CS-27※ Book 1 Airworthiness code Subpart D Fire Protection CS-27. 853 Compartment Interiors (区画の内装)

※ : Decision No. 2003/15/RM of The Executive Director of The Agency of 14 November 2003 on Certification Specifications for Small Rotorcraft

3) 対象製品

他のカテゴリーと異なり、座席クッション等の具体的な製品名の記述はなく、『内装 (Compartment Interiors)』及び『使用材料』という記述となっている。

4) 防災基準

- ・ 日本では、使用材料は第3種耐火性材料（発火源を取り除いた場合、危険な程度には燃焼しない材料）以上であること
- ・ 米国及びEUでは、区画の材質は少なくとも flame resistant (発火源を除去した後、safety limitを超えて燃焼が継続しないこと) であること

5) 試験方法

第3種耐火性材料 (flame resistant) 以上という基準のみの記述であり、具体的な試験方法については規定されていない。

防災品奏効事例

東京消防庁

最近の火災の中で、防災品を使用していたために、被害の拡大を防げた事例を紹介します。

時期/場所	火災と発見の概要	防災品の奏効概要
①平成25年2月 特別支援学校の体育館 (防災規制対象)	学校の体育館に設置されているどん帳に何者かが放火した。査察出向中の消防職員がどん帳に燃えた跡があることを発見した。	接炎したための焼損がどん帳下部9箇所にあったが、防災どん帳であったため、それ以上の焼損にはならなかった。



①の焼損した防災どん帳
(9箇所焼損の内の4箇所)

時期/場所	火災と発見の概要	防災品の奏効概要
②平成25年11月 小学校の体育館	どん帳を巻き上げた際、天井に設置されたスポットライトに接触し出火した。生徒から焦げ臭いにおいがすると、女性職員が周囲を確認すると天井付近から煙が出ているのを発見した。火災を知らされた男性職員がどん帳を下げると煙が出ていたので消火器で初期消火した。	どん帳に若干の焼損が発生したが、早期発見により初期消火できたことと防災どん帳であったことにより延焼拡大には至らなかった。

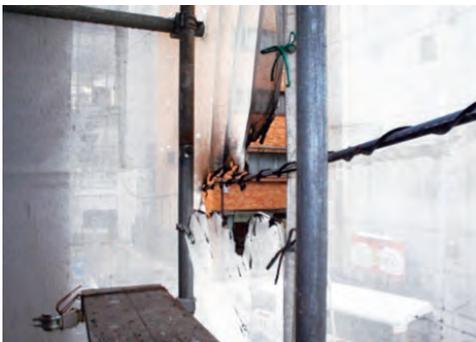


②のライトとどん帳が接触した部分



②のどん帳の焼損箇所と焼損部分の写真（右）

時期/場所	火災と発見の概要	防災品の奏効概要
③平成25年11月 工事現場	街灯の電源線が破断して漏電状態となったため、工事用シートに接していたメッセンジャワイヤに電気が流れ過熱し出火したもの。通行人が工事用シートから炎が出ているのを発見した。	工事用シートが若干焼損したが、防災物品であったため、それ以上の延焼には至らなかった。
④平成25年11月 テレビスタジオ (防災規制対象)	スポットライトと天井材（舞台用合板）の距離が近かったため、スポットライト点灯時に熱により合板が出火したもの。スポットライトを点検していた業者が天井部分から炎が出ているのを発見した。火災を知らされた他の職員は、スポットライトを消灯しさらに濡れタオルで初期消火した。	舞台用合板がライトの熱により若干焦げたが、早期の対応ができたことと、防災合板であったことによりそれ以上の延焼拡大には至らなかった。

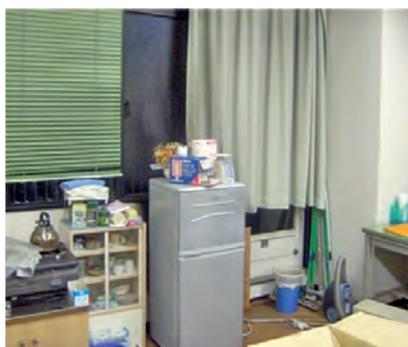


③の焼損した工事用シート



④の一部が焦げた舞台用合板

時期/場所	火災と発見の概要	防災品の奏効概要
⑤平成25年12月 高校の教室	冷蔵庫の過負荷リレーの接点溶着により出火したもの。教員が冷蔵庫背面のカーテンに焼けた跡があることを発見した。	防災のカーテンであったため、壁の焦げ及びカーテンの一部焼損だけに止まった。



⑤の冷蔵庫が置かれていた状態



⑤の冷蔵庫背面の壁及びカーテンの状態

時期/場所	火災と発見の概要	防災品の奏効概要
⑥平成26年1月 病院の病室 (防災規制対象)	入院患者が布団（非防災製品）に放火したもの。布団からカーテン（防災物品）に延焼した。看護師がナースセンターで勤務中、焦げ臭いにおいがするので病室を確認するとカーテンから煙が出ているのを発見した。火災を知らされた他の看護師が消火器で初期消火した。	カーテンは接炎したため焦げたが、初期消火ができたことと、防災物品であったことにより部分的な焼損に止まった。



⑥の病室の状況
右手前が燃えた布団（非防災製品）
左が一部焼損した防災カーテン

時期/場所	火災と発見の概要	防災品の奏効概要
⑦平成25年3月 屋外駐車場	駐車中の車両に付けられていたボディカバーに何者かが火のついたたばこを投げ捨てたため焼損した。近隣者が駐車場内を掃除していたところ、ボディカバーに燃えた跡があるのを発見した。	ボディカバーは縦1cm、横3cmの範囲で楕円状に焼損したが、防災製品であったのでそれ以上の延焼には至らなかった。
⑧平成25年5月 屋外駐車場	車庫に駐車中の車両のボディカバーに何者かが放火した。車両の所有者が外出した際に、自分の車両にかぶせてあるボディカバーに焦げた跡があるのを発見した。	ボディカバー2箇所放火された跡があったが、防災製品であったのでそれ以上の延焼には至らなかった。
⑨平成25年4月 屋外駐車場	車庫に駐車中の車両のボディカバーに何者かが放火した。車両の所有者が外出した際に、自分の車両にかぶせてあるボディカバーに焦げた跡があるのを発見した。	ボディカバーは縦5cm、横5cmの範囲で焼損したが、防災製品であったのでそれ以上の延焼には至らなかった。



⑦のボディカバーの焼損状態 (白いものはたばこ)



⑧のボディカバー下部の焼損状態



⑨のボディカバーの焼損状態



⑨の焼損部分の拡大写真

子供達を対象とした 防災品普及啓発用DVDの制作

(公財)日本防災協会 広報部

平成26年2月、日本防災協会は、中学生などの子供達を対象とした防災品普及啓発用DVD「彼女のプレゼント～燃えなかったクッション～」を2,600枚制作し、各消防本部（局）、各消防署等に配付しました。より多くの方々に防災品を認識していただくための広報活動の一環であり、昨年度の小学生向けアニメ版DVDに引き続き、今回は主に中学生を対象とした実写版DVDです。防災品には火災被

害抑制の効果が期待できること、防災品には様々な種類があることを子供達に理解してもらうことを目的に、中学生等に興味をもって見てもらえるようなストーリー仕立てのDVDになっています。(映像時間約17分)

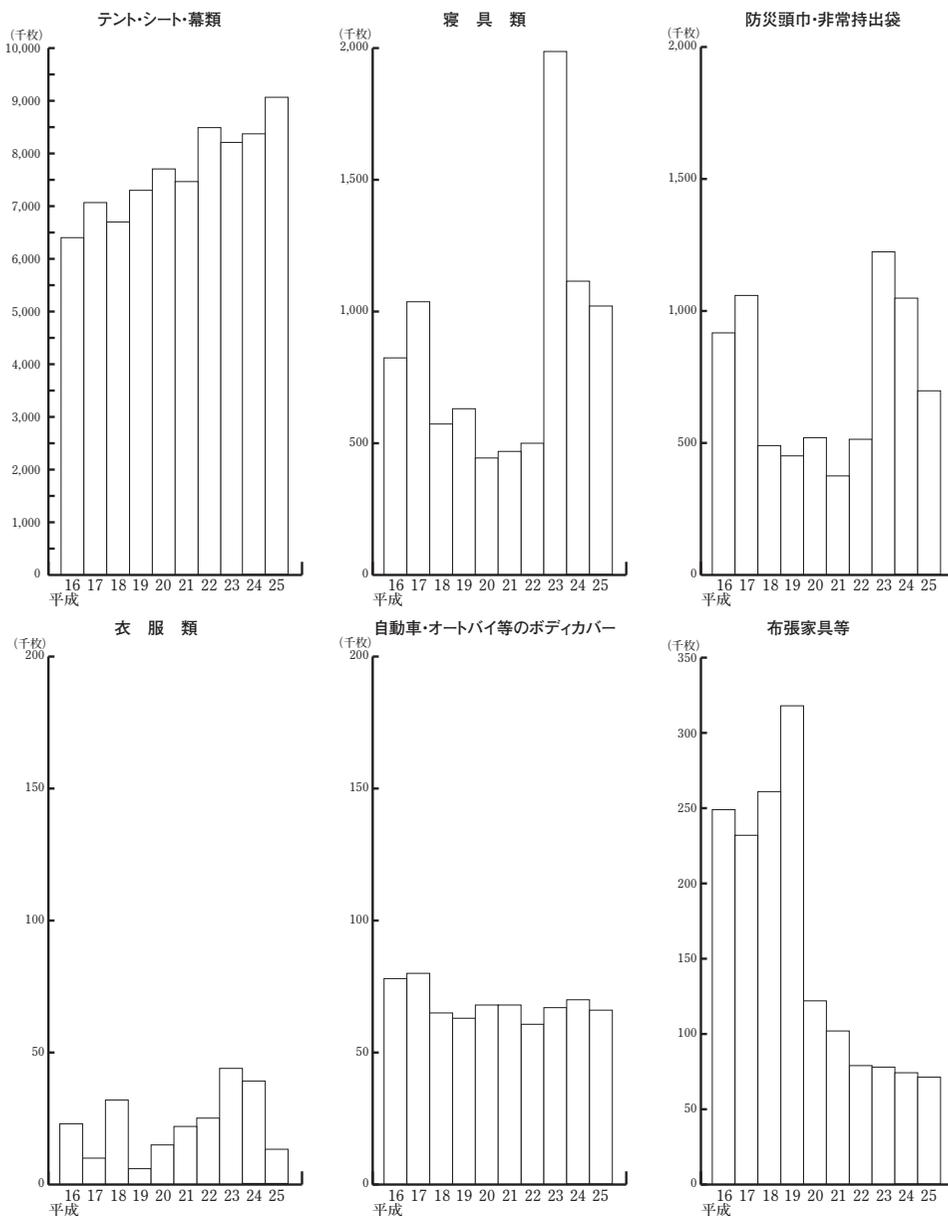
このDVDが住宅防火対策推進のための各種イベント等で使用され、子供達をはじめより多くの方々に防災品への認識が広がることを期待しています。



プの要因も加わり、防災品ラベル全体の交付枚数は前年同月比約140%となっています。

品目別では、防災物品ラベルについては、東日本大震災の復興需要、都市圏を主体とする住宅着工の着実な伸びも加わり、防災物品ラベル交付の約30%を占める工事用シート用の前年度比26%増を筆頭に、カーテン用、じゅうたん等用、布製ブラインド用もそれぞれ同比13%、16%、12%増と、前年度並みとなった合板用を除き大幅な交付枚数増となりました。

一方、防災製品ラベルについては、防災製品ラベル交付の中で約80%を占めるテント・シート・幕類用が前年度比9%増となったものの、防災頭巾・非常持出袋など防災関連用が同比67%と大幅減、寝具類用についても備蓄用を主体とする毛布用は前年度並みであったが、ふとん等用の大幅減により寝具類用全体では同比91%の交付枚数となっています。



登録表示者及び認定事業者に関する定期調査について

(公財)日本防災協会

当協会が防災性能を確認した防災品（防災物品及び防災製品）は所定の防災性能を維持している必要があります、その品質管理は非常に重要なことです。そのため、当協会では様々な取り組みを行っています。その一つに品質管理状況に関する定期調査があります。これは、各登録表示者（防災物品）や各認定事業者（防災製品）を定期的に訪問して調査を実施するもので、平成25年度は146社について調査を実施しました。詳細は下表の通りです。

定期調査で確認する内容は、防災性能試験の実施状況、防災ラベル又は防災製品ラベルの管理状況、品質管理体制等が登録されている内容と合致しているかなどです。これらの点に関して問題点があれば、期限を設けて改善を行うように指導しています。

平成26年度においても防災品の品質管理の徹底を図ることを目的に、引き続きこの定期調査を実施する計画です。

定期調査実施状況（平成25年4月～26年3月）

(1) 実施件数

(防災物品) 登録表示者			(防災製品) 認定事業者	総合計
製造業 防災処理業	輸入販売業	登録表示者計		
68社	30社	98社	48社	146社

(2) 実施結果（指導・指摘状況）

主な指導・指摘内容		製造業 防災処理業	輸入販売業	防災製品 認定事業者	
指導・指摘事項なし		20社	7社	10社	
指導・指摘事項あり	登録内容 変更事項	申請者・住所等の変更	8社 (4社)	4社 (1社)	5社 (4社)
		工場・生産設備等の変更	6社 (2社)	1社 (1社)	1社 (1社)
		品質管理体制等の変更	19社 (6社)	3社 (0社)	4社 (3社)
		品質管理機器の変更	1社 (0社)	—	0社 (0社)
	品質管理関連 指導事項	防災性能試験の実施	18社 (10社)	17社 (17社)	27社 (18社)
		品質関連書類の整備・管理	11社 (4社)	9社 (9社)	6社 (6社)
		報告書類の提出	26社 (14社)	18社 (18社)	34社 (22社)

(注) 1：それぞれの指導・指摘事項における社数は、各事項に該当する対象者数を表わしています。

2：() 内は平成26年3月末時点の是正・改善済み対象者数です。

平成25年度「防災講座」実施結果及び 平成26年度開催予定について

(公財)日本防災協会 総務部

1 平成25年度防災講座実施結果について

協会では、火災の低減を図るために、平成20年から建物・住宅防火対策等に取り組まれている消防職員等を対象に、防災に関する知識と技能の習得を目指す防災講座をスタートさせています。また、平成21年度には地域で率先して防火対策に取り組まれている婦人防火クラブや地域防災リーダーの方々をその対象に加えるなど充実を図るとともに、平成23年度以降も地域の老人クラブや福祉団体、消費者団体等を対象に加えるなど拡充し開講しています。地域の皆様の防火対策への理解と認識が深まり、身近に防災品の利用が進むことで、建物・住宅防火対策がさらに進展するよう取組んでいます。

防災講座のテキストとして消防職員向

けの「防災の知識と実際」と婦人防火クラブや自主防災組織のリーダー等向けの「身の回りの防災化による防火の推進」を用意し、講座に合わせ配布させていただくとともに、講師として防災に詳しい協会職員等を協会の負担で派遣しています。

また、防災講座では、防災に関するプレゼンテーション用ソフトを使用した実践的な講義に加え、防災関係を収録したDVDの活用、防災品と非防災品の燃焼比較実験の実施、奏功事例の紹介など受講者の方々に即し分かりやすい内容となるよう工夫しています。

平成25年度における防災講座の開講実施結果は表のとおりです。

平成25年度防災講座開講実施結果

区 分	初 任 科	専科 (予防・査察) ・ 予防専従員等	婦人防火クラブ員 ・ 地域防災リーダー等
開講消防学校数	9校 (1,181人)	3校 (82人)	5校 (195人)
開講消防本部数		6消防本部等 (383人)	29消防本部等 (2,009人)
合 計		17校・35消防本部等 (3,850人)	

2 平成26年度防災講座開催予定について

平成26年度の防災講座については、昨年12月にご案内し、随時応募をお受けしていますが、当協会では予算の範囲内でより多くの方々に防災講座をご活用いただけるよう平成26年6月中旬には改めて追加募集を行う予定としており、開

催箇所数をさらに増やすなど、拡充して実施することとしています。

開講を希望される消防学校、消防本部におかれては、お気軽にご相談いただくようご案内いたします。

なお、4月1日現在の開催予定は以下のとおりです。

消防学校数	12校（初任科、予防査察専科等）	受講予定者 849人
消防本部数	20本部（婦人防火クラブ等）	受講予定者1,310人
合計	12校・20消防本部等	受講予定者2,159人

～防災品の購入・使用についてのご意見募集～

防災ニュースご愛読の皆様にはおかれましては日頃より火災予防・住宅防火のために防災品が役立つことは十分ご承知のことと存じます。

ただ、広く普及しているかと申せばまだまだ一般的には防災品をご存知でない方も多のが現状です。

そういった中、ご購入・ご使用になられている皆様はどのようにして防災品を知り、どこで購入されたか、またご使用になられての感想などをお聞かせいただきたいと思えます。

皆様からお寄せいただいたご意見、ご感想等は、防災ニュースで紹介したり今後の広報活動等の参考にさせていただく予定です。

下記によりメール・FAX等でお送りください。よろしく願いいたします。

- 400字程度（原稿用紙・Word文書等）
- お名前・ご住所・電話番号（携帯可）
- 写真などがあれば同封してください

宛先：（公財）日本防災協会 広報室
F A X 03-3271-1692
E-mail bouen-koho@jfra.or.jp

平成26年度 防災加工専門技術者講習会等の開催について

(公財)日本防災協会 管理部

(公財)日本防災協会は、平成26年度の防災加工専門技術者講習会及び防災加工専門技術者再講習会を次のとおり開催します。

(1) 防災加工専門技術者講習会

区 分		講 習
目 的		防災物品の製造又は防災処理における品質管理に当たる防災加工専門技術者の養成のための講習を行います。
受 講 料		30,000円+2,400円（消費税）=32,400円 天災等のため受講できない場合を除き、本人の都合で欠席する場合は前日迄にご連絡下さい。それ以外の場合は返金いたしませんので、予めご了承下さい。
東京会場 (70名) *注	実 施 月 日	6月26日（木）・27日（金）（2日間）
	講 習 会 場	フォーラムミカサエコ 東京都千代田区内神田1-18-12 内神田東誠ビル
	受 講 申 込 先	(公財) 日本防災協会 管理部 TEL03-3246-1663 〒103-0022 FAX03-3271-1692 東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル
	申 込 期 間	4月1日～6月19日（定員に達し次第締切る）
大阪会場 (60名) *注	実 施 月 日	11月6日（木）・7日（金）（2日間）
	講 習 会 場	大阪マーチャンダイズ・マート（OMM）ビル 大阪市中央区大手町1-7-31
	受 講 申 込 先	(公財) 日本防災協会 大阪事務所 TEL06-6947-8844 〒540-0011 FAX06-6947-8846 大阪府大阪市中央区農人橋2-1-30 谷町八木ビル
	申 込 期 間	7月1日～10月24日（定員に達し次第締切る）

*注1：（ ）内は定員

(2) 防災加工専門技術者再講習会

区 分		再 講 習
目 的		防災加工専門技術者講習修了証又は資格証を有する者を対象に防災に関する知識及び技能の更新を図るため5年以内ごとに受講する講習を行います。
受 講 料		9,000円+720円（消費税）＝9,720円 天災等のため受講できない場合を除き、本人の都合で欠席する場合は前日迄にご連絡下さい。それ以外の場合は返金いたしませんので、予めご了承下さい。
大阪会場 (70名) *注	実 施 月 日	7月11日（金）10：00～16：30
	講 習 会 場	(財) 大阪科学技術センター 大阪市西区靱本町1-8-4
	受 講 申 込 先	(公財) 日本防災協会 大阪事務所 TEL06-6947-8844 〒540-0011 FAX06-6947-8846 大阪市中央区農人橋2-1-30 谷町八木ビル
	申 込 期 間	4月1日～7月4日（定員に達し次第締切る）
金沢会場 (50名) *注	実 施 月 日	9月26日（金）10：00～16：30
	講 習 会 場	金沢勤労者プラザ 金沢市北安江3-2-20
	受 講 申 込 先	(公財) 日本防災協会 京都事務所 TEL075-353-4675 〒600-8177 FAX075-353-4676 京都市下京区烏丸通五条下ル大坂町391 第10長谷ビル
	申 込 期 間	4月1日～9月19日（定員に達し次第締切る）
東京会場 (80名) *注	実 施 月 日	10月17日（金）10：00～16：30
	講 習 会 場	フォーラムミカサエコ 東京都千代田区内神田1-18-12 内神田東誠ビル
	受 講 申 込 先	(公財) 日本防災協会 管理部 TEL03-3246-1663 〒103-0022 FAX03-3271-1692 東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル
	申 込 期 間	4月1日～10月11日（定員に達し次第締切る）
福岡会場 (50名) *注	実 施 月 日	10月24日（金）10：00～16：30
	講 習 会 場	福岡県消防会館 福岡市博多区中洲中島町3-10
	受 講 申 込 先	(公財) 日本防災協会 九州事務所 TEL092-271-4525 〒810-0802 FAX092-284-6350 福岡市博多区中洲中島町3-10 福岡県消防会館
	申 込 期 間	4月1日～10月17日（定員に達し次第締切る）

*注：（ ）内は定員

平成26年度事業計画書・収支予算書

(公財)日本防災協会

＜平成26年度事業計画書＞

I 基本的運営方針

火災の延焼・拡大の防止に大きな効果があり、避難等にも有効な防災品の総合的な品質管理及びその適正な普及等を行うことにより、火災による国民の生命・財産等の被害の抑制・減少に貢献し、もって社会公共の福祉の増進に寄与するという当協会の社会的使命を深く認識し、より効率的な防災性能確認試験業務及び防災ラベル交付業務を推進するとともに、防災品の社会的信頼性の確保に資するため関連事業者への指導等品質管理業務の推進並びに防災に関する技術開発業務及び普及・広報業務の進展を図るものとする。

特に平成26年度においては、国民の安全に直結する防災品の防災性能の品質管理の一層の推進を図るとともに、防災品の普及に努める。

II 事業

1 共通事項

- (1) 防災品の品質確保及び普及促進を図るため、部会活動等を中心とした防災事業関係者との情報交流等の促進、事業所調査等必要な指導活動の強化及び消防機関との提携に努める。
- (2) 品質管理本部を中心とした品質管理に関する総合的な企画・調整を通じ、防災品の品質管理指導の徹底を図る。
- (3) 地震等災害時においても、協会の円滑な運営及び事業の継続が図られるよう事業継続計画を作成するとともに施設及び業務体制の整備を推進する。

2 防災物品総合管理事業（公益目的事業）

(技術・試験関係)

- (1) カーテンの防災性能の経年変化の調査を継続して実施する。
- (2) 防災薬剤等の規制動向に関する国内外の情報収集及び情報提供に努める。
- (3) 防災物品を取り巻く環境変化に応じ、試験実施体制の強化を図る。
 - (ア) 東京試験室及び大阪試験室の連携の強化による防災物品の品質管理等に係る試験業務処理の一層の迅速化
 - (イ) 新規導入の水洗い洗濯機の標準機対応条件設定と活用
 - (ウ) 大阪試験室の試験機及び試験体制等の整備拡充

(エ) 燃焼後試験体の燃焼性状の視覚的保存

(品質等管理関係)

- (1) 防災物品に係る品質管理指導の一層の徹底・強化により、防災物品の信頼性の確保及び品質の向上を図る。
 - (ア) 防災物品に係る抜取・試買の実施
 - (イ) 防災物品に係る定期調査・随時調査の充実
 - (ウ) 防災物品に係る不適合等に対する措置に関する規程の見直し・運用
- (2) 防災物品ラベル交付業務の効率化・安定化を図る。
 - (ア) 防災物品ラベル協会内印字業務のさらなる効率化
 - (イ) 防災物品ラベル交付業務のBCP体制の構築
- (3) 防災品ラベル仕様の見直しを図る。
 - (ア) 防災物品ラベル用新素材の検討
- (4) 防災物品ラベル交付枚数の増嵩傾向を踏まえ、交付手数料の検証を行う。
- (5) 防災事業者における防災性能試験等の技術向上を図る。
 - (ア) 防災事業者を対象とした防災性能試験等実地講習会の開催
 - (イ) 防災物品に係る業務・技術講習会の協力・支援

(普及・広報関係)

防災物品に関する適切な理解を広め、防災物品の普及につなげるために以下の方策を実施する。

- (1) 防災物品に関する知識の普及、正確な認識の浸透を図るための防災講座やその他の講習会の拡充
- (2) バリアフリー展その他の展示会を含む各種イベントへの参加
- (3) 防災物品を含む展示用防災品パネルの配付による防災品への理解の促進
- (4) 消防機関が行う住民向けイベント等用の防災広報支援資機材等の積極提供
- (5) 子供達向け防災品普及啓発用DVDの学校等への配付、防災物品の効果がわかる広報用映像の制作
- (6) 防災物品の配賦等を通じた障がい者等支援対策・普及の推進
- (7) 防災物品取扱い店舗情報の拡充等や、インターネットツールを活用したホームページの情報発信機能の向上
- (8) 防災広報に関する検討会議や勉強会の定期開催、防災品への認識度調査の実施、広報の多様化等による防災思想のさらなる周知
- (9) 消防関係各種会議への参加
- (10) 大学、消防機関、消費者団体等と連携した防災品の普及

3 防災製品開発・管理事業（収益事業1）

(技術・試験関係)

- (1) 防災製品の開発及び防災性能基準、防災性能試験方法の検討を行う。
 - (ア) 寝具の敷布・カバー類の性能試験基準見直しのための検証試験
 - (イ) 防災性能試験方法の一部見直しの検討
- (2) 国内外の防災規制・規格等の情報収集、分析及び情報の提供に努める。

- (ア) 防災薬剤等の規制動向に関する国内外の情報収集及び情報提供
- (イ) 家電等に使用されるプラスチックの難燃規制に関する継続調査
- (ウ) 航空機、船舶、自動車及び鉄道の内装用繊維製品に関する国内外の防災規制・規格の情報提供
- (3) 防災製品を取り巻く環境変化に応じ、試験実施体制の強化を図る。
 - (ア) 東京試験室及び大阪試験室の連携の強化による防災製品の品質管理等に係る試験業務処理の一層の迅速化
 - (イ) 大阪試験室の試験機及び試験体制等の整備拡充
 - (ウ) 燃焼後試験体の燃焼性状の視覚的保存
- (4) ISO/TC94/SC14等の消防隊員用個人防護装備に関連する審議に対応する。

(品質等管理関係)

- (1) 防災製品に係る品質管理指導の一層の徹底・強化により、防災製品の信頼性の確保及び品質の向上を図る。
 - (ア) 防災製品に係る抜取・試買の実施
 - (イ) 防災製品に係る定期調査・随時調査の充実
 - (ウ) 防災製品の不適合事案等に対する措置に関する関連規程の運用の徹底
- (2) 防災製品ラベル交付業務の効率化・安定化を図る。
 - (ア) 防災製品ラベル協会内印字業務のさらなる効率化
 - (イ) 防災製品ラベル交付業務のBCP体制の構築
- (3) 防災製品ラベル仕様の見直しを図る。
 - (ア) 防災製品ラベル仕様の顧客要望への対応検討
- (4) 防災製品ラベル交付枚数の増高傾向を踏まえ、交付手数料の検証を行う。
- (5) 防災事業者における防災性能試験等の技術向上に向けた実地講習会を開催する。

(普及・広報関係)

防災製品に関する適切な理解を広め、防災製品の普及につなげるために以下の方策を実施する。

- (1) 防災製品に関する知識の普及、正確な認識の浸透を図るための防災講座やその他の講習会の拡充
- (2) バリアフリー展その他の展示会を含む各種イベントへの参加
- (3) 防災製品を含む展示用防災品パネルの配付による防災品への理解の促進
- (4) 消防機関が行う住民向けイベント等用の防災広報支援資機材等の積極提供
- (5) 子供達向け防災品普及啓発用DVDの学校等への配付、防災製品の効果がわかる広報用映像の制作
- (6) 防災製品の配賦等を通じた障がい者等支援対策・普及の推進
- (7) 防災製品取扱い店舗情報の拡充等や、インターネットツールを活用したホームページの情報発信機能の向上
- (8) 防災広報に関する検討会議や勉強会の定期開催、防災品への認識度調査の実施、広報の多様化等による防災思想のさらなる周知
- (9) 消防関係各種会議への参加

(10) 大学、消防機関、消費者団体等と連携した防災品の普及

4 防災技術講習事業（収益事業2）

防災加工専門技術者育成のための防災加工専門技術者講習会、再講習会を開催する。

5 法人管理

- (1) 公益財団法人としての業務運営が円滑かつ適正に行われるよう、引き続き協会内部規程等について必要な見直しを行うとともに、文書等の管理体制を徹底する。
- (2) 防災事業の発展と防災品の品質確保等に寄与した者の顕彰を行い、防災品に対する社会的信頼性の向上等に資する。
- (3) 会員に対し協会の活動に関する情報の提供等を行うとともに、協会の目的達成に必要な範囲において業務上の便宜を講ずるなど、会員制度の適切な管理に努める。また、会員、防災事業関係者、消防関係者等相互間の交流及び情報交換等を図る。

<平成26年度収支予算書（正味財産増減予算書）>

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
① 基本財産運用益	1,935		790	2,725
② 受取会費	19,450		19,450	38,900
③ 事業収益	564,100	260,600		824,700
④ 雑収益	603	747		1,350
(1) 経常収益計	586,088	261,347	20,240	867,675
① 事業費	610,837	231,263		842,100
② 管理費			25,491	25,491
(2) 経常費用計	610,837	231,263	25,491	867,591
当期経常増減額	△ 24,749	30,084	△ 5,251	84
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	11,542		5,251	16,792
(2) 経常外費用		16,792		16,792
当期経常外増減額	11,542	△ 16,792	5,251	0
当期一般正味財産増減額	△ 13,207	13,291	0	84
一般正味財産期首残高	614,341	60,858	219,854	895,053
一般正味財産期末残高	601,133	74,150	219,854	895,137
正味財産期末残高	601,133	74,150	219,854	895,137

備考 上記数字は千円単位の表示となるように四捨五入していますので表面上合計が合わない箇所があります。

平成26年度 消防防災科学技術賞 (消防防災機器等の開発・改良、 消防防災科学論文及び原因調査事例報告に 関する表彰) の作品募集

消防庁 消防研究センター

消防防災機器等の優れた開発・改良を行った者、消防防災科学に関する優れた論文を著した者及び原因調査に関する優れた事例報告を著した者を消防庁長官が表彰することにより、消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、「消防防災機器等の開発・改良」「消防防災科学論文」および「原因調査事例報告」を募集いたします。

【主催】

消防庁

【募集区分】

- (1) 消防防災機器等の開発・改良
- (2) 消防防災科学に関する論文
- (3) 原因調査に関する事例報告

【応募受付期間】

平成26年4月1日(火)～5月9日(金)
(平成26年5月9日消印有効)

【表彰】

優秀な作品には消防庁長官から表彰状が授与されます。

【スケジュール】

受賞者は、9月頃に決定され、公表される予定です。

※選考過程で受賞候補作品をホームページにて紹介させていただきます。

詳細は消防研究センターHPをご覧ください。

URL:<http://nrifd.fdma.go.jp/>

応募要領

○募集区分
(1) 消防防災機器等の開発・改良
(2) 消防防災科学に関する論文
(3) 原因調査に関する事例報告

○応募受付期間
平成26年4月1日(火)～5月9日(金)

○表彰
優秀な作品には消防庁長官から表彰状が授与されます。

○スケジュール
受賞者は、9月頃に決定され、公表される予定です。

受賞候補作品をホームページにて紹介させていただきます。詳細は消防研究センターHPをご覧ください。
URL:<http://nrifd.fdma.go.jp/>

平成26年度受賞作品(一部)

消防庁 消防研究センター 研究企画室
TEL: 0422-44-8331 FAX: 0422-44-9440
E-mail: Prosho2014@fri.go.jp

問い合わせ先

消防庁消防研究センター 研究企画室

TEL : 0422-44-8331

E-mail : hyosho2014@fri.go.jp